

附則（委託等業務情報の取扱い）

（個人情報）

第1条 個人情報は、生存、死亡に関わらず全ての個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（委託等業務情報の保持）

第2条 受注者は、北九州市情報セキュリティ基本方針で定める情報資産、個人情報、各種データ、関係資料等、業務上得た全ての情報（以下「委託等業務情報」という。）を、他に漏らしてはならない。契約の終了後、解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、受注者は、個人情報を除く委託等業務情報のうち、法令の定めに基づき又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができる。

（再委託等の制限）

第3条 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に定める承認を受けた再委託等において、再委託等を受けた者（以下「再委託等受注者」という。）以外へ更に再委託等が繰り返される場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。

3 第1項及び第2項に定める書面は、再委託等受注者が受注者と同等の義務を発注者に対して連帯して負うことを確約するものであつて、再委託等受注者の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性等を記した書面、及び保護体制調書や、代表者及び委託等業務情報の適切な取り扱いに関する従事者全員の誓約書等、受注者が発注者に提出する書面と同等のものとする。

4 前項の書面は、その内容の変更を行う必要が生じた場合は、その都度作成し、あらかじめ発注者による承認を受けなければならない。

5 受注者が、受託した業務のうち、個人情報を取り扱う部分を除く軽微な部分の再委託等を行う場合には、第1項及び第2項に定める承認を省略することができる。ただし、発注者が必要と認める場合には、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。なお、軽微な部分か否かの判断は事前に発注者が行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 受注者は、委託等業務情報をこの契約の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第5条 受注者は、発注者が文書により指示した場合を除き、いかなる場合においても委託等業務情報を複写又は複製してはならない。

(事故報告義務)

第6条 受注者は、業務に係る委託等業務情報の漏えい、滅失、毀損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について発注者に報告し、発注者と協議して委託業務を実施（処理）しなければならない。

(委託等業務情報保護状況の検査の実施)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等受注者の委託等業務情報の保護状況について検査を実施することができる。

(委託等業務情報の管理等)

第8条 受注者は、委託等業務情報の授受、搬送、保管及び廃棄等に係る漏えい、滅失、毀損、その他の事故が発生しないよう受注者の責任において管理体制を確保するとともに具体的な対策を講じなければならない。なお、発注者の指定する重要な情報の授受を行う場合は、受領証を発行しなければならない。

2 受注者は、委託等業務情報を取り扱う場所を明確にした上で、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、委託等業務情報を取り扱う管理者及び従事者を明確にした上で、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、発注者の環境に委託等業務情報を記録した機器等を持ち込み、業務を行う場合は、発注者に申請の上、承認を得なければならない。

5 受注者は、発注者に無断で委託等業務情報を持ち出すことが禁じられていることを管理者及び従事者に周知しなければならない。また、業務上やむを得ず、例外的な対応が必要な場合には、発注者に申請・承認を得た上で、必要な記録（持ち出す項目、データ内容、暗号化等の対策内容等）を管理しなければならない。

6 この契約が解除され、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは、受注者は、委託等業務情報を、直ちに発注者に返却、又は復元ができないように消去あるいは廃棄しなければならない。また、その証を発注者に提出しなければならない。

7 受注者は、委託業務の従事者に対し、委託等業務情報の保護の重要性を認識するよう従事者を監督するとともに、必要な教育及び訓練を行わなければならない。

8 受注者は、本市が必要と認めるときは、前項の教育及び訓練の記録を提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、委託業務を実施（処理）するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

4 受注者は、委託業務に係る個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 受注者は、委託業務に係る個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

- 6 この契約が解除され、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは、受注者は、委託業務に係る個人情報を、直ちに発注者に返却、又は発注者の立会いのもとに復元ができないように消去あるいは廃棄しなければならない。
- 7 受注者は、委託業務の従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第176条及び第180条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。
- 8 受注者は、委託業務の従事者のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う者を明確にし、あらかじめ発注者に報告しなければならない。
- 9 受注者は、委託業務の従事者に対し、特定個人情報の保護の重要性を認識するよう従事者を監督するとともに、必要な教育及び訓練を行わなければならない。
- 10 受注者は、発注者が必要があると認める時は、特定個人情報の取り扱い状況について発注者に報告しなければならない。
- 11 受注者が受託した業務を再委託する場合には、当該再委託先となる者においても、本条第1項から第10項の規定を準用する。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、受注者又は再委託等受注者が附則第2条から第9条に定める事項に違反した場合は、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者や再委託等受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

（委託等業務情報の取扱いに関する損害賠償）

第11条 この業務の委託等業務情報の取扱いにより、受注者や再委託等受注者に生じた損害又は受注者や再委託等受注者が発注者若しくは第三者に及ぼした損害は、受注者及び再委託等受注者がすべて負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。

2 前項の規定は、この契約の終了後においても存続するものとする。

（情報セキュリティインシデントの公表）

第12条 発注者は、委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、住民に対して適正な説明を行うため、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができるものとする。

（関係法令等の遵守）

第13条 受注者は、個人情報保護法、番号法、北九州市情報セキュリティポリシーなどの関係法令等を遵守しなければならない。